

住所表示が変わったら

項目	対象者	手続き	問合せ先
旅券 (パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。また、旅券申請のために提出する住民票、戸籍謄(抄)本は、発行後6か月以内のものであれば合併前のもので使用できます。 なお旅券申請の際に提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も、有効期限内であれば合併前のもので使用できます。	佐賀県旅券センター TEL 0952-25-7005
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	免許証の住所変更が必要です。この手続きは、免許更新時に合わせて行うこともできます。なお、住所変更を希望される方は、運転免許センターまたは所在地を管轄する警察署で随時手続きができます。	佐賀県運転免許センター TEL 0952-98-2220 白石警察署 TEL 0952-84-2021
会社等の商業登記・法人登記等	会社等の(商業登記簿・法人登記簿等)の本店、主たる事務所の所在地と代表者の住所	商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で変更します。支店等の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の所在地変更登記を申請し、その登記が完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記を申請することになります。 (非課税) また、代表者の住所は、合併により、その住所の変更の登記があったものとみなされます。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、代表者の住所変更登記を申請してください。(非課税)	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148 佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435
抵当権等(土地登記簿・建物登記簿)の住所	不動産所有者、仮登記権利者、抵当権者(土地建物登記簿等)の住所	合併により所有者の住所が変更になっても、旧町名を読み替える規定があります。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、登記名義人(所有者等)の住所変更登記を申請してください。 (非課税)	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148 佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435
土地・建物等登記簿	不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所在	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148 佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435
政府管掌健康保険者証	政府管掌健康保険の被保険者証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、ご自身で訂正してください。	佐賀社会保険事務局 武雄事務所 TEL 0954-23-0121
国民年金、厚生年金の受給者	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀社会保険事務局 武雄事務所 TEL 0954-23-0121

住所表示が変わったら

項目	対象者	手続き	問合せ先
家事・調停事件当事者	平成17年1月1日現在の家事・調停事件当事者	住所変更の手続きをしてください。	佐賀家庭裁判所 TEL 0952-23-3161
公正証書	公正証書を受けている方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、新町発足前に作成された公正証書に基づき、新町発足後の権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要になる場合があります。	佐賀公証役場 TEL 0952-22-4387
NHK(日本放送協会)の契約関係	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	NHK佐賀放送局 TEL 0952-28-5040
電話等の契約	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。また、電話番号も変更ありません。	契約している電話会社
電気料金・契約関係	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、契約名義の変更の場合は右記関係へ申し出てください。	九州電力武雄営業所 TEL 0954-22-2171
環境衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、旅館等)	左記の許可を受けている方	管轄の保健所で住所変更手続きを行ってください。	杵藤保健所 TEL 0954-22-2103
食品の営業許可	左記の許可を受けている方	合併時の住所変更の手続きは必要ありませんが、次回更新の時にその旨を申し出てください。	杵藤保健所 TEL 0954-22-2103

福祉関係

項目	対象者	手続き	問合せ先
母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は、本庁で、母子手帳交付日に交付します。(月2回)	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
妊婦一般健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は母子手帳交付時に一緒に交付します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
重度心身障害者医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、受給資格の更新時(7月)に新しい受給資格証を発行します。	白石町役場長寿社会課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
ひとり親等家庭医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、受給資格の更新時(8月)に新しい受給資格証を発行します。	白石町役場福祉課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
乳幼児医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、4月ごろに新しい受給資格証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧町発行の受給資格証を本庁・支所まで返却してください。	白石町役場福祉課 TEL 0954-65-3111 (本庁)

住所表示が変わったら

項目	対象者	手続き	問合せ先
乳児一般健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は乳児相談時に交付します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、希望があれば新しい住所の受給者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の認定証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受療証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の被保険者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の認定証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受給者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受療証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	福富町及び有明町にお住まいで、要介護認定を受けている方については、平成17年1月に新しい介護保険被保険者証を送付します。その他の方については、手続きの必要はありません。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
介護保険特定標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222

住所表示が変わったら

項目	対象者	手続き	問合せ先
介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
訪問介護利用者負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
犬の飼い主の住所	犬の飼い主	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。	白石町役場白石支所 生活環境課 TEL 0952-84-2111

金融機関関係

項目	手続き	問合せ先
預金通帳、定期預金証書等 キャッシュカード	一般的には、合併時の住所変更の手続きは必要ありません。個別に各金融機関に確認してください。	各金融機関
クレジットカード	各社で対応が異なりますので、詳細については各窓口で確認してください。	各金融機関 各クレジット会社
有価証券、保険証書	各社で対応が異なりますので、詳細については各窓口で確認してください。	各規約等に定めのある窓口



このガイドブックは、平成16年8月末現在の
調整内容に基づいて編集しています。

白石・福富・有明3町合併協議会